

# かわにし労政ニュース

編集・発行：川西市 市民生活部 生活活性室 産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072 - 740 - 1162 / FAX 072 - 740 - 1332

平成28年4月より、

**改正障害者雇用促進法**が施行されます。

## 1 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されます。

### <募集・採用時の差別の例>

- ・単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ・業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること

### <採用後の差別の例>

- ・労働能力などを適正に評価することなく、単に「障害者だから」という理由で異なる取扱をすること

など

### <禁止される差別に該当しない場合の例>

- ・障害者のみを対象とする求人
- ・研修内容を理解できるよう、合理的配慮として障害者のみ独自メニューの研修をすること など

## 2 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

### <募集・採用時の合理的配慮の例>

- ・視覚障害がある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ・聴覚・言語障害がある方に対し、筆談などで面接を行うこと

### <採用後の合理的配慮の例>

- ・肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節することなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ・精神障害がある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること

など



事業主には、これらの措置を過重な負担にならない範囲で提供して  
いただきます。

### 3 相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

<相談体制の整備その他の雇用管理上必要な措置>

- ・相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ・相談したことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、労働者に周知・啓発すること

### 4 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されます。(平成30年4月1日施行)

施行後5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日まで)は猶予期間とし、具体的な法定雇用率は政令で定められます。

改正障害者雇用促進法についてのお問い合わせ

兵庫労働局 職業安定部 職業対策課 078-367-0810

## 最低賃金をチェックしましょう!

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。



(平成27年10月1日から)

最低賃金に関するお問い合わせ

兵庫労働局 労働基準部 賃金課 078-367-9154

## 中小企業事業主のみなさま

### 業務改善助成金をご存じですか？

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

#### 支給手続き

##### 賃金引上計画

事業場内の時間給 800 円未満の労働者（雇入れ後 6 月を経過していること）の賃金を 40 円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

##### 業務改善計画

業務改善(労働能率の増進に資する設備・器具の導入等)に係る計画を作成し、実施すること。

#### 支給額

常時使用する労働者の数が 31 人以上の企業は業務改善に要した経費の 2 分の 1、常時使用する労働者の数が 30 人以下の企業は、業務改善に要した経費の 4 分の 3 となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

①最も低い賃金額を 40 円以上引き上げた場合	上限額は 100 万円
②10 人以上（時間給等 800 円未満）の賃金額を 60 円以上引き上げた場合	10～14 人引き上げた場合の上限額は 130 万円 15～19 人引き上げた場合の上限額は 140 万円 20 人以上引き上げた場合の上限額は 150 万円

業務改善助成金に関するお問い合わせ 兵庫労働局 労働基準部 賃金課 078-367-9154

## 企業人権講演会に参加しませんか？

企業はその事業活動によって人権を侵害したり、取引関係を通じて間接的に人権への負の影響を及ぼすことがあるかもしれません。このような事態を未然に防ぎ、実際に人権侵害に至った場合には、企業はこれに適切に対処する責任があります。

そこで、川西企業人権問題啓発推進協議会では、企業は人権にいかに取り組むべきか考える場として下記要領にて講演会を開催いたします。

日 時 平成 28 年 2 月 4 日（木）午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

場 所 川西市役所 2 階 202 会議室

講 演 『マタニティ・ハラスメントをなくすための

コミュニケーション』

講 師 女性と仕事研究所 諸田 智美さん

参加料 無料



講演会ではグループワークも行います。異業種交流を行い、お互いの人権意識を高めていきませんか。市内の事業所にお勤めの皆様の参加をお待ちしています。

講演会についてのお問い合わせ

川西市産業振興課 072-740-1162

## 女性の職場における活躍を推進する

## 女性活躍推進法が成立しました！

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が平成 27 年 9 月 4 日に公布されました。以下については、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主に対しては、

自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析  
 状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表  
 行動計画を策定した旨の兵庫労働局への届出  
 女性の活躍に関する状況の情報の公表

が義務づけられています。

行動計画には、(a) 計画期間、(b) 数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施時期を盛り込む必要があります。

常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主については、上記 ~ が努力義務とされていますが、企業の規模にかかわらず、個々の事業主の課題に応じて積極的に取り組みましょう。



女性活躍推進法に関するお問い合わせ

兵庫労働局 雇用均等室 078-367-0820

## 「パセオかわにし」に加入しませんか？

### <センターの目的>

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター(愛称:パセオかわにし)は、個々の事業所では行えないような各種の福利厚生事業を実施し、従業員が楽しく働ける環境をつくること、またそれによって企業にとって安定した労働力の確保と発展を図ることを目的としています。

### <加入条件>

市内に主たる事務所、店舗、工場などがある従業員 1 人以上 300 人以下の中小企業の事業主様です。

### <対象者>

常時雇用している全従業員(事業主、役員、家族従業員も対象)と期間を定めて雇用している従業員、パートタイマーが対象です。また、退職者のうち、事業主が特に認めた場合は、退職後 3 年を限度に継続することができます。

### <会費>

厚生事業のみの加入 会員 1 人当たり月 250 円

厚生事業 + 慶弔給付事業の加入 会員 1 人当たり月 400 円

- ・厚生事業...健康診断補助、スポーツ大会の開催、バスツアーの実施、旅行・宿泊補助、チケット等のあっせん、映画館の利用割引
- ・慶弔給付事業...結婚、出産、入学等の祝金や、死亡慶弔金、各種見舞金

川西市中小企業勤労者福祉サービスセンター(パセオかわにし)のお問い合わせ

〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号 川西市役所内 TEL072-757-9700